

相続の効力等に関する見直しについて

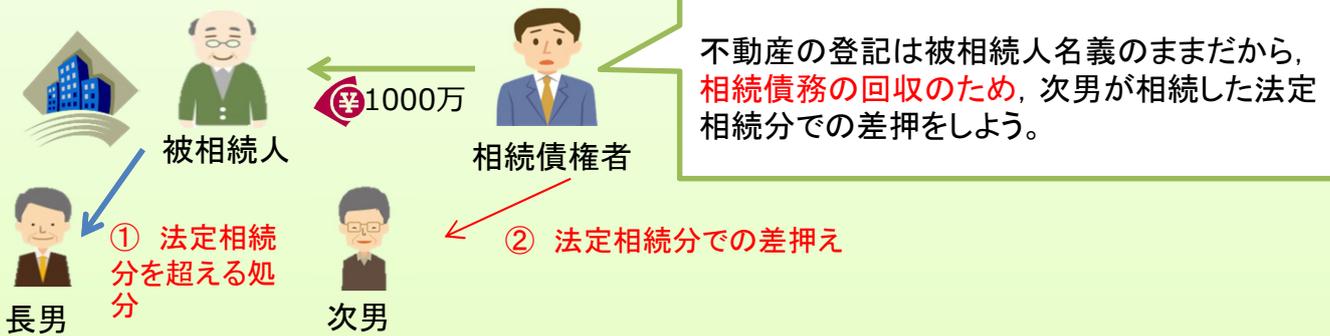
1. 見直しのポイント

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記なくして第三者に対抗することができる」とされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする。

2. 現行制度

遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益を害する

(例) 相続・遺贈により、長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合



①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言 (注)
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	常に①が優先

上記の結論は、

- ・遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益を害する
- ・登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがある。

(注) 相続させる旨の遺言による権利の承継は、登記なくして第三者に対抗することができる (判例)

3. 制度導入のメリット

改正後の規律

相続させる旨の遺言についても、**法定相続分を超える部分については**、登記等の対抗要件を具備しなければ、債務者・第三者に対抗することができない。

改正後の①と②の優劣

①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	登記の先後

遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益や第三者の取引の安全を確保※登記制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる